

会議録

会議の名称		第 1 回豊中市環境審議会（第 13 期）		
開催日時		令和 2 年(2020 年)9 月 15 日(火) 10：00-12：00		
開催場所		W E B 開催 (第二庁舎 3 階大会議室)	公開の可否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事務局		環境部環境政策課	傍聴者数	1 人
公開しなかった理由		—		
出席者	委 員	猪井委員、上田委員、上甫木委員、小谷委員、田中晃代委員、花嶋委員、前迫委員、山西委員、大橋委員、田中偉夫委員、松本委員、熊本委員、廣田委員		
	事務局	糸井環境部長、甫立次長兼環境政策課長、安好主幹、山本主幹、濱崎課長補佐、豊田係長、今川主査、川西職員、山田職員、減量計画課永富主幹、内田副主幹、鈴木係長、公園みどり推進課 奥田係長		
	その他			
議 題		1. 委員・事務局紹介 2. 職務代理者の選任について 3. 第 13 期環境審議会のスケジュールについて 4. 令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について 5. その他		
資 料		資料 1：豊中市環境基本条例、豊中市環境審議会規則 資料 2：第 13 期環境審議会のスケジュールについて 資料 3－1：これまでの意見交換会実施テーマの進捗状況について 資料 3－2：令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について 参考資料 第 13 期 環境審議会名簿 参考資料 とよなかの環境 ～2019 年度速報版～		
審議等の概要 (主な発言趣旨)		別紙のとおり		

○事務局

- ・会議の進め方の説明
- ・資料の確認
- ・挨拶

○事務局

今回から新たに Web 会議で運営するため、委員の推薦により、委員を会長に選任いただきました。委員のみなさまには、Web 会議を円滑に進めるため、会長に確認いただいた豊中市環境審議会 Web 会議実施要領、マニュアルを送付させていただいております。

ここからの進行は会長にお願いいたします。

○会長

みなさん、おはようございます。コロナ禍でこのような形式の会議が続くことになりますが、みなさんのお知恵をお借りしながらしっかり務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に何かご質問があればお受けしますが、いかがでしょうか。特にないようであれば、議事を進めていきたいと思います。案件 1 の説明をよろしくお願いいたします。

1. 委員・事務局紹介

○事務局

参考資料 第 13 期 環境審議会名簿に沿って委員・事務局紹介

2. 職務代理者の選任について

○会長

委員を会長の職務代理者として選任します。

3. 第 13 期環境審議会のスケジュールについて

○事務局

資料 2 の説明

○会長

ご説明について、意見や質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

これまでは環境審議会とは別に部会を作っていましたが、今期は審議会のみで進めていくことでよろしいでしょうか。

○事務局

今期は計画の進行管理が主な議題となるため、部会の設置予定はありません。必要があれば

議論の上、設置を検討させていただきたいと思います。

○委員

資料 2、令和 3 年度の 4 月と 5 月のスケジュールに、「2019 年度」と記載されていますが、「2020 年度」の誤りでしょうか。

○事務局

誤りです。修正させていただきます。

○会長

ほかにご意見はありませんか。なければ、次の案件に進みたいと思います。

案件 4 の令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について説明をお願いします。

4. 令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について（これまでの意見交換会実施テーマの進捗状況について）

○事務局

資料 3-1 の説明

○会長

ご説明について、意見や質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

フードドライブの関係図について、意見交換会後 2 年目にこども政策課と豊中市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の協働がなくなった理由が分かりませんでした。もう一度ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

1 年目は、こども政策課の子どもの居場所ネットワーク事業を社協に委託しており、そのつながりを点線で記載しました。2 年目（今年度）については、同事業は別の団体へ委託されたため、直接のつながりがなくなったと把握しております。

○委員

委託先が変わったことは理解しましたが、その新たな委託先はフードドライブ事業の中でこども食堂を実施しているのか、また全く別の事業をしているかが気になります。この図に掲載されていない理由は別の事業をしているからなのか、あるいは将来的に新たな委託者が入ってくる可能性があるからなののでしょうか。

また、社協は食品分配に係る費用を委託費で賄っておられたと理解していますが、もしご存じであればその辺りについて教えてください。

○事務局

こどもの居場所づくりネットワーク事業には、子ども食堂やリユース事業が含まれていますが、委託内容が変わったことから、現在では子ども食堂は実施していないと聞いております。食品が新たな委託先に流れているわけではないため、図から除外させていただきました。

○会長

このような協働の取組みに関しては、これまで育んできた繋がりを、新たな委託先や委託内容の中でも検討してもらおうとより広がっていくと考えます。環境政策課から減量計画課への再提案ということも考えられるのではないのでしょうか。

○事務局

社協は独自に子ども食堂へのサポートを行っていました。しかし、新たな委託先では、こどもの居場所づくりをメイン事業と考えており、コロナ禍では子ども食堂が実施できない状況です。状況が変わって実施が可能になれば、社協との連携をこちらからお願いしたいと考えています。現状、実施が見込めないことから、このような形の関係図をお示ししました。

○委員

当時の意見交換会に出席していたのですが、当初から社協は従来の委託費で、食品の分配や人件費などの経費を賄っていたと認識しています。そのため、委託がなくなったときに、仕組みとしてうまく循環していくかという懸念があります。会長がおっしゃったように、こども政策課に呼びかけるなど、環境政策課としてできることをする必要があるのではないのでしょうか。

○会長

事務局から何か補足はありませんか。

○事務局

ご指摘については、今後検討させていただきます。

○会長

他にご意見はありませんか。さまざまな連携・協働の取組みの広がりや深化が見えてきました。それをきちんと追跡すると非常に良い方向に進むのではないかという印象を持ちました。それでは次の案件に進みますので、説明をお願いします。

5. 令和2年度協働の取組みに関する意見交換会について（令和2年度協働の取組みに関する意見交換会概要（案））

○事務局

資料3-2の説明

○会長

ご説明について、意見や質問があればお願いしたいと思います。

○委員

『今回のテーマ』に記載されていることについてですが、「本市は住宅地として成熟したまち」は当然そうなのですが、「都市緑地や里山林、河川、ため池などの自然が残っている「自然特性」が豊中市にそこまであるか疑問に思います。また、「社会特性」として100を超える市民団体が活動していることも記載されています。豊中らしい、とよなか流というからには、もう少し豊中に立脚したような考え方をこの文章に盛り込むことができれば良いと考えます。

「生物多様性」については、環境負荷を減らして良好な地域環境を残すエビデンスとして多様な生物が生息することを示していると思いますが、生物多様性の意味、とよなかのめざす姿についても考えていただきたいです。

○事務局

文章は再考したいと思います。

生物多様性の定義については、意見交換会の冒頭でお話ができればと考えています。

○委員

『今回のテーマ』に目標4「都市における自然との共生をめざした社会づくり」とありますが、これは何の目標4かご教示いただきたいです。

『意見交換の目的』で「生物多様性の活用が育まれる機会」とありますが、これは活用でよろしいでしょうか。保全なのではと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

1点目は、環境基本計画の目標4の環境分野が「都市における自然との共生をめざした社会づくり」となっています。

2点目ですが、生物多様性を保全しながら、協働や連携が進んでいければと考えております。

○委員

何の目標4なのかが分かるように記載いただく方が分かりやすいと思います。

○事務局

表現を調整します。

○委員

過去、豊中市で生物多様性がどのように育まれてきたかを振り返る必要があります。生物多様性基本法が施行されたのが 2008 年で、豊中市でもその頃から自然学習講座や生物多様性に関する講義が広がりを見せ、その流れに並行する形で豊中市のブランド戦略が策定されました。しかし、ブランド戦略の中には生物多様性が盛り込まれておらず、その点は懸念しています。

各団体が生物多様性についてどう考えているのか把握することは必要です。しかし、生物多様性はその言葉からも一般市民には近寄りがたい、専門性の高い印象を与える領域です。私は一度市民アンケートを実施してはどうかと考えています。生物多様性を知っている、知らない、だけではなく、例えば、知らない理由を把握することで、生物多様性が進展する理由・しない理由を議論しても良いと思います。

○事務局

確かに生物多様性は言葉が難しく専門性が高いですが、本来は身近な自然を扱っていることから取り組みやすいものと考えます。

市民へのアンケートについては、今のところ、みどりの基本計画の改定時に合わせて実施できれば良いと考えています。

○委員

先ほどから、とよなか流、生物多様性は保全なのか活用なのか、ブランド戦略など、たくさんのキーワードが出てきています。市域の地域特性の違いや生物多様性の保全の側面、活用の側面など、いろいろな視点の違いについて議論ができれば良いと思いました。特に今回のような WEB 会議では、Zoom の少人数で話すブレイクアウト機能や投票機能などを使いながら、発表する人も、それを聞く人も一緒になって議論する場づくりが出来れば良いと思います。意見交換会にはできれば審議会の委員の先生にも Zoom で参加いただいて、ファシリテーションをしていただけるとありがたいと感じております。

○委員

生物多様性は分かりにくい言葉ですが、その背景には地球温暖化の適応と緩和などがあります。豊中の良さというのは、都市の中に緑がある、市民団体が多く子どもや福祉、まちづくりの目線などがあって、とても住みやすいまちだということだと思います。

生物多様性というと、一般的には昆虫や植物がたくさんで、というイメージがありますが、生態系サービス、つまり人間が自然の恵みを享受するには生物多様性が必要であり、気候変動対策の非常に重要な要素であるという世界認識があり、行政はそれを市民に対し分かりやすく打ち出す必要があると思います。

また、SDGs の目標の中にも、陸の豊かさ、海の豊かさを守ることなどが盛り込まれています。ですが、環境の大きな枠組みの中で、言葉だけがただ躍っている状況ではよくないと思います。市内では小さなお子さんから学生、その保護者、高齢者など、あらゆる年代が関わっている取組みがあります。そのような取組みをただ冊子にするのではなく、市民が「ここにこんな花が

咲いています」「この川にこんな魚が泳いでいます」など、スマホで気軽に Web サイトに投稿できるようなシステムをつくっていただくと、とよなかの自然が「見える化」していけると考えます。文字にすると難しく感じられますが、市民と活動を共有できる仕組みを行政で考えていただきたいと思います。生き物が住める自然環境があって、それが気候変動対策になり、人の生活につながる、そして、とよなかの良さをアピールする視点にもなることを、分かりやすく発信していただけるとありがたいです。

○会長

みなさん、貴重なご意見をありがとうございます。意見交換会で参加者に概要資料を配布します。参加団体は生物多様性に関する一定程度の知識があるとは思いますが、将来的には市民に向けて、生物多様性とは何か、生態系サービスとは何かを分かりやすくアナウンスする必要があります。また、生物多様性の活用があるから環境系以外の団体を含む「100 を超える市民団体」という表現が出てきているものと思われます。本来狙っていることは何かをかみくだいて掲載する必要があると感じました。

○委員

気になったことが4点あり、まず委員のみなさんの意見に関する意見から述べます。

1点目は、委員から発言のあったアンケートに関してですが、第3次環境基本計画策定の際に、生物多様性をどう盛り込むかという議論の中で、生物多様性の計画を作るよりもまずは認知度を高めることが重要で、そのためには第3次計画の期間中に認知度に関する市民アンケートを積極的にとっていくべきで、その方法についての議論があったことを記憶しています。私としてはアンケートの実施は約束されたことという認識ですので、きちんと実施するべきだと思います。

2点目は、委員の意見の審議会の委員が意見交換会に参加することには賛成します。一般傍聴はなしということでしたが、もし審議会の委員の方が参加されるのであれば是非開かれるべきだと思います。

3点目は、委員の、生物多様性の活用なのか保全なのかというご意見について、私は保全がまず先にくるべきものだと思っています。もちろん活用を否定はしません。豊中には、もともと農村だったところで開発が進み、開発と自然を残したい保全とが拮抗してきたという地域特性があります。その中で活用のみが議論されるのは少し違うと思います。また、環境基本計画でも、「生物多様性の総合的な保全と利用」とあるので、保全と活用の両方の視点で議論するべきではないでしょうか。

4点目は、私の意見ですが、この参加団体で、意見交換会の目的やテーマが達成できるか疑問があります。参加団体の見直し、追加をしていただくことをお願いしたいと思います。

○会長

今のご発言の2点目の審議会委員の参加が開かれるべきというのは一般の参加者も含め認めてはいかがかというご意見でしょうか。

○委員

一般の参加者にも開かれるべきとは思いますが、そこまでは申しません。せめて審議会の委員の方にはご希望があれば参加いただけたらと思います。

○事務局

委員のみなさまのご希望があれば参加していただけるよう調整したいと思います。

○会長

参加団体を増やすことは可能ということですね。

○委員

意見交換会には一般傍聴参加はなしとのことですが、参加者の選定基準が少し疑問です。確かに議論の最初のとりかかりとしては生物多様性を理解する人が集まって、そこから市民に広げていくことが重要かと思います。できれば意見交換会の後、市民にどのように広め、市民とどう協働するか、報告書などのかたちでまとめていただきたいです。

傍聴を希望する一般の方もおられると思うので、是非ともご検討いただきたいと思います。

○事務局

一般参加については、機材や通信トラブルを懸念しているので、ある程度限られた人数で開催することを考えています。

○会長

協働の取組みは数字だけでは分からず、グループ間や団体間の連携に重きをおいているということかと思います。しかし、委員のおっしゃったように、認知度や活動を広げるためには個人とのつながりを深めていくことも重要と考えます。今回、意見交換会は2回あるので、1回目の議論や事前ワークのなかで個人向けの面白いアイデアがあれば、2回目で広がりをもたせても良いのではないかと思います。個人にどう発信していくか、各団体がしっかり考えていく必要があると思います。

○委員

今回はテクニカルな問題もあり、専門の団体のみ参加という点は理解しました。その後、市民に発信していくことが重要だと思いました。

○委員

豊中市の環境審議会に参加する際に、環境の取組みでSDGsの目標16が入っていたのが印象的でした。公正さを担保するというのは、すべての市民に同様の結果を担保するという事です。団体からも市民からも発信できると良いと思いました。

○会長

他にご意見はありませんか。

それでは次の案件に進みますので、説明をお願いします。

6. その他（とよなかの環境速報版）

○事務局

参考資料 とよなかの環境 2019 年度速報版 説明

○会長

ご説明について、意見や質問があればお願いしたいと思います。

○委員

豊中市の HP からとよなかの環境を見ようとすると、なかなかたどり着きません。豊中の環境は豊中の暮らしにとって大変重要ですので、豊中市 HP のトップからうまくアクセスできるように調整していただきたいです。

○事務局

とよなかの環境ほか環境分野の啓発内容を周知できるよう調整させていただきます。

○会長

以前より環境分野の認知度が低いと指摘されているので、是非ご検討をお願いします。

○委員

速報版の目標 4 のタイトル「みどり豊かなまちをつくろう」と、環境基本計画の目標 4 の環境分野「都市における自然との共生をめざした社会づくり」が一致していません。昨年度の速報版では環境基本計画の目標がそのまま記載されていて、今年度はそれが簡略化されています。分かりやすく示すことも重要ですが、言葉が増えることで混乱をきたす可能性もありますので、見せ方として検討していく必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

とよなかの環境速報版は、興味関心の少ない方々にも見てもらえるように、これまでの見せ方の改善をおこない、各目標で呼びかけをするようなキャッチフレーズをつけました。環境目標、環境分野がそれぞれある中、混乱のないように表記を考えたいと思います。

○委員

目標 2 の進ちょく状況のグラフの右側に「※エネルギー消費量算定のもととなる、市内の販売電力量についてはすべての把握が難しい状況です」と注釈がありますが、この文章では「全く分からない」とも読めるし、「すべては把握できていない」とも読めて、混乱しそうな気がします。エネルギー消費量が正確ではない、概算値の可能性があるという説明がないと、「全く分からない」と解釈されてしまうのではないのでしょうか。

また、2019 年の主な取組みとして自転車について挙げられていますが、交通に関しては、豊中の西部地区でデマンド型の乗合タクシーがスタートしています。これは豊中市の交通の取組みとしては大きいものだと思いますので、こちらにも目を向けていただければと思います。

○事務局

確定版で修正していきたいと思います。

○委員

先月の市報に豊中市議会の動きという小冊子が入っていました。その中で、豊中市の魅力創出のために、市の花であるバラをもっと活用してはどうかという一般質問があり、市からは、市内 4 か所にバラ園がある、いろいろな場でバラを活用していくといった回答がありました。とよなかの環境報告書にも、バラの花を用いてはいかがでしょうか。例えば、進ちょく評価を ABCD で表すのは堅いので、バラの花の色で表すなど、やわらかなアプローチでバラを使うことをご提案します。

○会長

興味深いご提案です。是非ご検討をお願いします。

○委員

市民からの意見や提案の募集は容易ではなく、そのための工夫をしているということですが、どのようにされているか具体的にお聞かせください。

また、豊中市が SDGs 未来都市に選定されているので、そのことをもっとアピールしてはいかがでしょうか。

○事務局

市民意見は、ホームページや電子申し込みシステムで受け付けています。また、昨年度は、本庁舎でパネル展示を行い、来庁者に説明した際にご意見をいただきました。今年度は、コロナ禍ということもありますので、パネル展示はしますが接触を減らしながら、意見を集めたいと思っています。

SDGs については啓発の際に関連した説明をして、PR していききたいと思います。

○会長

市民の意見の数や質は募集の方法で変わると思いますが、把握はされていますか。

○事務局

市民意見の数としては、これまでは年度あたり 100 件に満たない程度ですが、昨年度はパネル展示によって 200 件程度得られました。今年は職員が直接聞き取ることが難しいため、HP や非接触型ツールを使って意見を聴取したいと考えています。

○委員

環境展があるので、その時に意見を聴取してはいかがでしょうか。

また、本庁に加えて、公民館や図書館、市民活動センター等にポスターを貼るなど、工夫できるのではないかと思います。

○委員

目標3の『豊中市の2019年度の取組み』の内容がさみしいので、下に記載している『取組紹介』の内容や『家庭でできること』のフードドライブ、マイバック持参促進などを記載し、下の取組紹介欄には事業者の取組みを記載しても良いのではないのでしょうか。全体的に市の取組み内容が目立つ印象です。

目標5の 대기に関する注意喚起回数は年間6回で大きく増加とあり、その下に対前年4回増加で目標は減少と記載されていますが、この表現でよかったのでしょうか。確認をお願いします。

○事務局

대기に関する注意喚起回数については、光化学スモッグ予報、注意報、PM2.5等の注意喚起発令回数を想定しています。発令がないにこしたことがなく、目標は減少としています。前年に比較して4回増加し、6回の注意喚起を行いました。分かりにくい表現がありましたら、事務局にお知らせいただきたいと思います。

○会長

貴重なご意見です。市民の方が見て誤解のない表現のご検討をお願いします。

○委員

先ほどの委員のご意見に関連します。昨年度の庁舎の展示では、アンケート回答者に粗品を渡していましたが、今年度は接触を避けるために、粗品の進呈を簡素化されているのではないのでしょうか。回答者から抽選で御礼をするなど、アンケートを多く集めるための検討をされているのでしょうか。

○事務局

昨年度は紙製のクリアファイル等、環境に関する啓発グッズを粗品としてお渡ししていましたが、現時点ではやはり粗品を手渡しすることに躊躇しています。ご提案であったように、抽選で粗品をプレゼントすることなど、検討したいと思います。

補足になりますが、昨年度の市民意見件数は159人でした。今年は本庁でのパネル展示での意見聴取が減少すると思われるので、意見聴取できる機会を検討したいと思います。

○会長

関心を高めて行動する人を増やしていくことは非常に大事です。積極的に周知をお願いしたいと思います。

○委員

目標4の『事業所でできること』に、樹木を配布していると記載されていますが、緑を増やす努力をしているにもかかわらず、市民1人あたりの公園・緑地面積は前年度から減少しています。普通、緑地率は一年間で増えたり減ったりしないものとの認識ですが、減少の要因を補足いただけるとありがたいです。

○事務局

現状、新たな公園の設置をしておらず、公園面積が増えていない中、人口の増加により一人当たりの緑地面積が減少しています。また緑地（借地）の返還により公園面積の減少がある点も影響しています。

○委員

緑地面積には、自然林、二次林など、公園以外の緑地も含めていると認識していますが、大きなトレンドの変化はないという理解でよいでしょうか。また、事業者に樹木を配る以外にも、都市計画の中で緑地を増やしていく取組みが必要ではないかと思います。自然環境を維持管理していくことと、人工的に緑地を増やしていくことは異なるものではあるものの、点と点をつなぐと、生物多様性に貢献していることになります。緑地面積を指標にされているのであれば、2019年の取組み内容の検討をお願いしたいと思います。

○事務局

補足ですが、2019年から2020年にかけて人口が1,000人ほど増加しています。

また、みどりについては、エコロジカルネットワーク形成に向けて施策を進めていきたいと考えています。

○委員

目標2に記載されているプラスチックごみの内容は、目標3とも重複するものだと思いますが、整理の仕方を説明いただけますか。

○事務局

目標2では、廃棄物部門の温室効果ガス排出量を指標の一つとしており、啓発としてホテルアイボリーの取組みを紹介させていただきました。その時その時の課題について掲載をさせていただきたいと思います。

○委員

目標2と3に関連します。災害ごみについては、今後の南海トラフに備え、市民もできることに取り組む必要があると思います。ここでは、災害ごみという文言の色を変えとか、昨年度の資料によると災害ごみはだいたい800トン排出されるということなので、文字色や数字などで危機感を表現していただければと思います。

○事務局

ご指摘いただきましたように、文字色を変えるなど印象づけをして表現の工夫を検討したいと思います。

○会長

ほかに意見はございませんか。

意見がないようであれば、予定の案件の議論は終わりましたので、以上をもちまして進行を事務局にお返しします。

○事務局

- ・審議会終了の案内
- ・挨拶

以上

第 1 回豊中市環境審議会(第 13 期)

日時： 令和 2 年(2020 年)9 月 15 日(火) 10:00-12:00 (予定)

会場： WEB 会議

次 第

1. 委員・事務局紹介
2. 職務代理者の選任について
3. 第 13 期環境審議会のスケジュールについて
4. 令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について
5. その他

～ 資 料 ～

資料 1：豊中市環境基本条例、豊中市環境審議会規則

資料 2：第 13 期環境審議会のスケジュールについて

資料 3-1：これまでの意見交換会実施テーマの進捗状況について

資料 3-2：令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会について

参考資料 第 13 期 環境審議会名簿

参考資料 とよなかの環境～2019 年度速報版～

○豊中市環境基本条例

公布	平成 7. 10. 11	条例 29
沿革	平成 19. 3. 23	条例 1
	平成 19. 3. 30	条例 21

目 次

前 文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本政策（第7条）

第3章 総合的かつ計画的推進（第8条―第10条）

第4章 推進施策（第11条―第20条）

第5章 推進及び調整体制等（第21条―第25条）

附 則

私たち豊中市民は、これまで緑豊かな生活文化創造都市の実現を目指して、快適で利便性のある生活環境を築くためにたゆまない努力を積み重ねてきました。

しかし、近年の社会経済の飛躍的な発展と都市化の急激な進展は、都市活動や私たちの生活様式を大きく変化させ、都市・生活型公害の増加や身近な自然の減少をもたらすとともに、資源・エネルギーの大量消費等による環境への負荷の増大は、市域を越え、世代間を越え、国境を越えて地球規模で深刻さを増しています。

地球環境は、資源・エネルギーの循環と生態系の微妙な均衡の上に成り立っており、その恵みは人類の生存の基盤であり、すべての生命を育む源であります。

私たちは、地域の環境が地球全体の環境を構成していることを深く認識し、良好な地域の環境を築くとともに、環境への負荷を低減し、自然と共存する持続的発展の可能な社会の実現を目指すという、新しい価値観に支えられた文化を築いていかなければなりません。

いま私たちは、安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な都市の環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であるとともに、かけがえのない、限りある環境を将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務であることを改めて確認するものです。

ここに私たちは、「住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組む」とした豊中市自治体環境宣言を踏まえ、市民の総意として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、豊中市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する

ことを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び日照阻害・電波障害等によって、人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての活動において、積極的に推進されなければならない。

（市の役割と責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じる責務を有する。

3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

（事業者の役割と責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動に伴って生じる公害を防止し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じる責務を有するとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることその他事業活動による環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、市が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（市民の役割と責務）

第6条 市民は、その日常生活において、公害の防止その他環境の保全に努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めるものとする。

3 市民は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、市が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

第2章 基本政策

（基本政策）

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本政策に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

(1) 公害及び新たな環境汚染の防止

公害の防止及び新たな環境汚染物質による環境の保全上の支障の防止

(2) 都市・生活型公害の防止

航空機、自動車その他の都市活動に伴う騒音、環境の汚染等の都市・生活型公害対策

(3) 環境への配慮

自然環境の適正な保全及び管理並びに野生生物の生育環境、水の循環等の環境への配慮

(4) 快適環境の形成

緑化、都市景観及び歴史的・文化的環境の形成、福祉のまちづくりの推進等による快適環境の形成

(5) 資源・エネルギーの有効利用と廃棄物の減量

エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び適正処理

(6) 地球環境の保全

地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等

第 3 章 総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、前条の基本政策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第 21 条に定める豊中市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第 9 条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、必要な実施計画又は指針等（以下「実施計画等」という。）を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画及び実施計画等との整合を図るものとする。

(年次報告)

第 10 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状並びに環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 推進施策

(規制措置)

第 11 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるよう努めるものとする。

(経済的措置等)

第 12 条 市は、事業者、市民及びこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための設備及び施設の整備その他環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるよう、助成、顕彰その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第 13 条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に関する施設その他必要な監視体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る被害救済等)

第 14 条 市は、公害に係る健康被害の救済及び紛争等への適切な対応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、並びに自然環境の適正な保全及びその健全な利用を図ることにより、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 16 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）が策定する計画について、自らその計画が環境に適正に配慮されたものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

(環境影響評価等)

第17条 市は、開発事業等のうち、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を指定し、開発事業者等においてその事業に係る環境への影響を事前に調査し、予測し、又は評価し、その結果に基づきその事業が環境に配慮されたものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、開発事業等のうち、環境への影響に関し特に必要があると認めるものについては、開発事業者等においてその計画に係る環境への影響を事前に調査し、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

(環境監査等の普及)

第18条 市は、環境への負荷の低減に資するため、事業者及び市民が自らその活動に係る環境に与える影響の評価、監査等を行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民参加等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が、市民、事業者及び民間団体等の参加、協力等により効果的に推進されるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市、市民、事業者及び民間団体等が、地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、共同した行動等を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境学習、環境情報の整備等)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体等が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の体系的推進並びにこれらに係る施設及び情報の整備、提供等に関し必要な施策を講じるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき、豊中市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 委員は、学識経験者、市民、事業者、その他の者のうちから市長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(推進及び調整体制の整備)

第22条 市は、前条に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

(調査研究の充実等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な科学技術情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。

(基金の設置等)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、基金の設置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(国際間及び自治体間の協力等)

第25条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国際機関、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章から第5章までの規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.3.23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19.3.30条例21)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

○豊中市環境審議会規則

公布	平成 8. 5. 1	規則 21
沿革	平成 11. 4. 12	規則 54
	平成 15. 4. 1	規則 11
	平成 17. 3. 31	規則 3
	平成 19. 3. 23	規則 1
	平成 25. 2. 14	規則 4
	平成 26. 5. 27	規則 50

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市環境基本条例(平成 7 年豊中市条例第 29 号)第 21 条第 5 項の規定に基づき、豊中市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、審議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境部環境政策室環境政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則(平成 11 年 4 月 12 日規則第 54 号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 11 号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 3 号抄)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 14 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 27 日規則第 50 号)

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日規則第 20 号抄)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度 第3次豊中市環境基本計画進行管理スケジュール

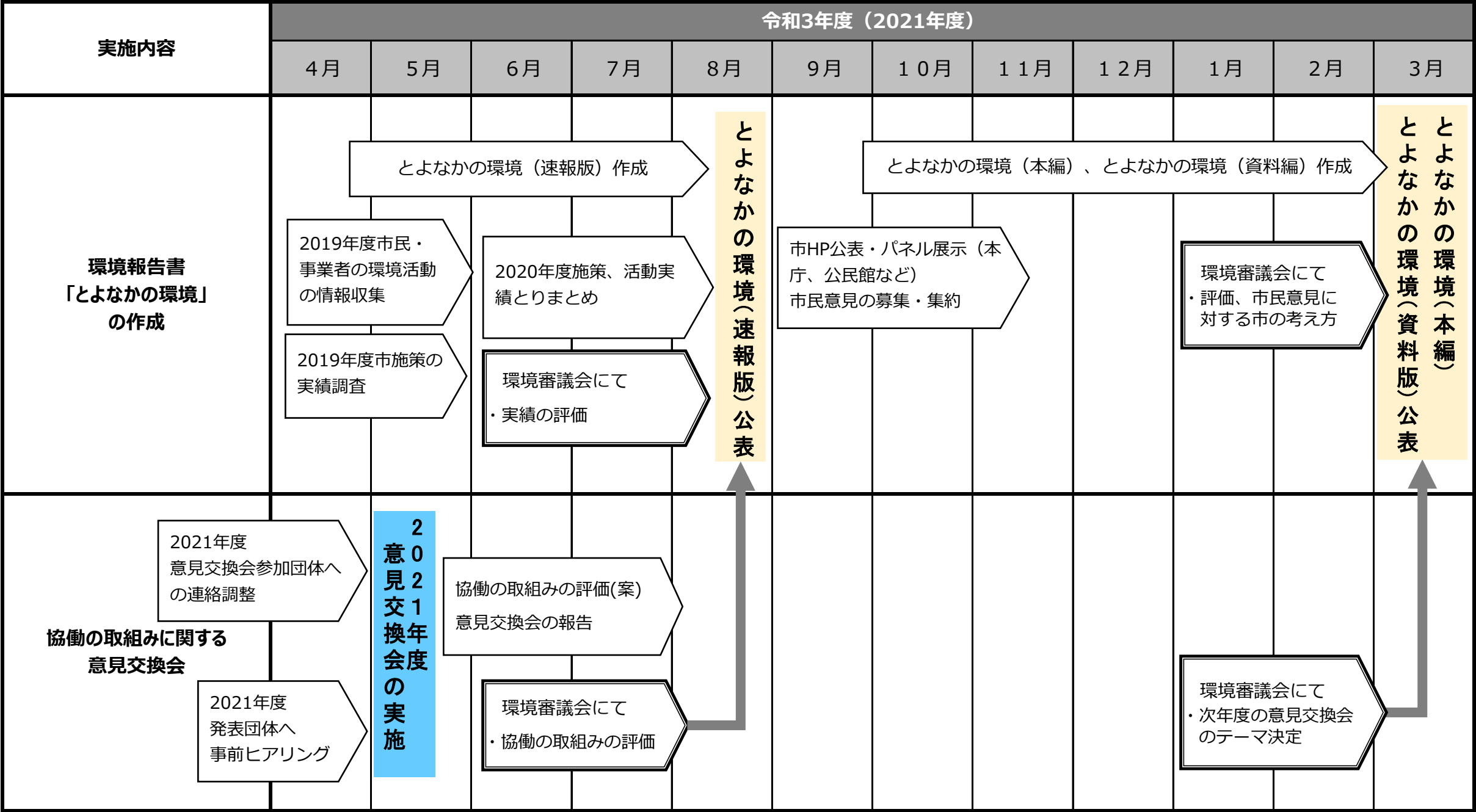
第1回環境審議会 資料2

実施内容	令和2年度（2020年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境報告書 「とよなかの環境」 の作成	とよなかの環境（速報版）作成				とよなかの環境（速報版）公表	とよなかの環境（本編）、とよなかの環境（資料編）作成						とよなかの環境（本編） とよなかの環境（資料版）公表
	2019年度市民・事業者の環境活動の情報収集		2019年度施策、活動実績とりまとめ			市HP公表・パネル展示（本庁、公民館など） 市民意見の募集・集約		環境審議会にて ・実績の評価 ・評価、市民意見に対する市の考え方				
	2019年度市施策の実績調査											
協働の取組みに関する 意見交換会					2020年度 意見交換会参加団体への 連絡調整		2020年度 意見交換会の 実施	協働の取組みの評価(案) 意見交換会の報告		環境審議会にて ・協働の取組みの評価 ・次年度の意見交換会の テーマ決定		
					2020年度 発表団体への 事前ヒアリング							

(2) 会議予定		令和2年度（2020年度）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会	◇環境審議会						○				○		
	諮問	○第3次豊中市環境基本計画の進行管理 ・「協働の取組みに関する意見交換会」について ・環境報告書「とよなかの環境」について											

令和3年度 第3次豊中市環境基本計画進行管理スケジュール

第1回環境審議会 資料2



(2) 会議予定 ← 第13期豊中市環境審議会 →

各種会議		令和3年度（2021年度）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会	◇環境審議会				○						○		
	諮問	○第3次豊中市環境基本計画の進行管理 ・「協働の取組みに関する意見交換会」について ・環境報告書「とよなかの環境」について											

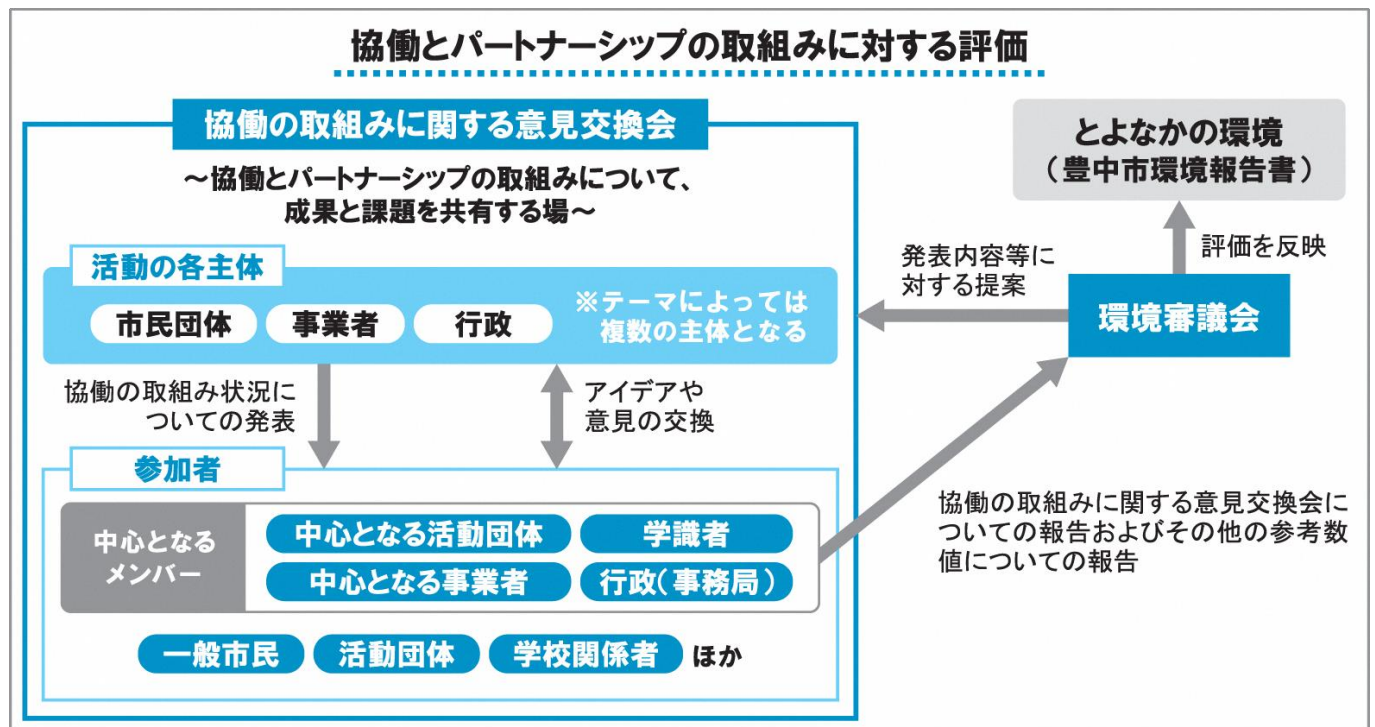
これまでの意見交換会実施テーマの進捗状況について

●「協働の取組みに関する意見交換会」の目的

第3次豊中市環境基本計画では、環境目標の一つを「よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む」としており、市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携し、協働とパートナーシップによる環境問題への取組みを進めています。

しかし、このような多様な主体の協働・パートナーシップの進捗は、定量評価だけでは評価できない側面があるため、それぞれの主体が活動を振り返り、協働の取組みの成果や課題、成功事例を共有する場として、「協働の取組みに関する意見交換会」を毎年開催しています。意見交換会では、発表によって協働の取組み状況を共有するとともに、参加者同士等でアイデアや意見の交換、アドバイスなどを行い、よりよいパートナーシップを築くことをめざします。

環境審議会では、「協働の取組みに関する意見交換会」の結果などを踏まえて目標の進捗管理を行います。



●意見交換会の流れ

- ①テーマを決め、テーマごとに協働の取組みを進めている団体などに参加いただく
- ②各主体が、それぞれの立場から取組状況や課題について発表
- ③発表を聞いた参加者も含めて、アイデアや今後の可能性（広がりや展開）を出し合う
- ④協働の視点から、意見交換で見出したことを確認・共有

●平成 30 年度試行実施の結果

テーマ：フードドライブを通じた食品ロス削減に向けた取組みについて

■事業の目的

可燃ごみに多く含まれ食べられずに捨てられている食品を減らすため、家庭等で余っている食品を本市と協働しているスーパーや地域イベント等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体等に寄付することで、市民や事業者の食品ロスに関わる「使い切り」「食べ切り」といった意識向上を図るもの。

■事業の達成目標

フードドライブの取組みを通じて家庭等の食品在庫を調べていただき「使い切り」「食べ切り」といった食品ロスの発生抑制に気づき廃棄される食品を発生させない生活スタイルを醸成する。また、市民や事業者で自主的に福祉団体等へ寄付されることをめざす。

■協働の取組みに関する意見交換会（試行）

- 日時：平成 30 年（2018 年）8 月 27 日（月）
- 場所：中央公民館集会場
- テーマ：フードドライブを通じた食品ロス削減に向けた取組みについて
- 参加団体：豊中市（減量計画課・こども政策課）、豊中市社会福祉協議会、庄内南みんなの食堂、千里中央こども食堂、とよなか市民環境会議アジェンダ 21 など 13 団体
- 参加者：62 人
- 課題：提供された食品の分配や運搬に手間や時間が必要
提供された食品に活用しやすい物としにくい物などの偏りがある
活用先へ安定的な量の食品提供

■意見交換会後の進捗状況

○事業者との協働

平成 31 年（2019 年）2 月から株式会社ダイエーと協働でフードドライブを実施。市内 3 店舗（豊中駅前店・曽根店・グルメシティ庄内）において、毎月第 3 週目の月曜日から翌日曜日までの 1 週間、各店舗の営業時間中に回収 BOX を設置し、市民からの食品の提供を募るとともに、店舗の商品で包装がへこんでいる食品などの「わけあり食品」を事業者から提供いただいている。

令和 2 年（2020 年）4 月から生活協同組合コープこうべと協働でフードドライブを実施。市内 2 店舗（桜塚店・東豊中店）において、店舗の営業時間中に回収 BOX を常時設置し、市民からの食品の提供を募るとともに、店舗の商品で包装がへこんでいる食品などの「わけあり食品」を事業者から提供いただいている。

○地域との協働

市民や事業者がフードドライブを自主的に取組み地域の福祉団体等に直接寄付されること目的に、平成 30 年度（2018 年）から地域イベントにてフードドライブを実施した。

令和元年度（2019 年度）からは、食品の持ち寄り場所からの運搬やこども食堂等への分配の手間をなくすことや食品の活用場所へ渡る時間を短縮するため、フードドライブを実施した地域で直接寄付する仕組みづくりの構築を図った。

○その他公共施設等での実施

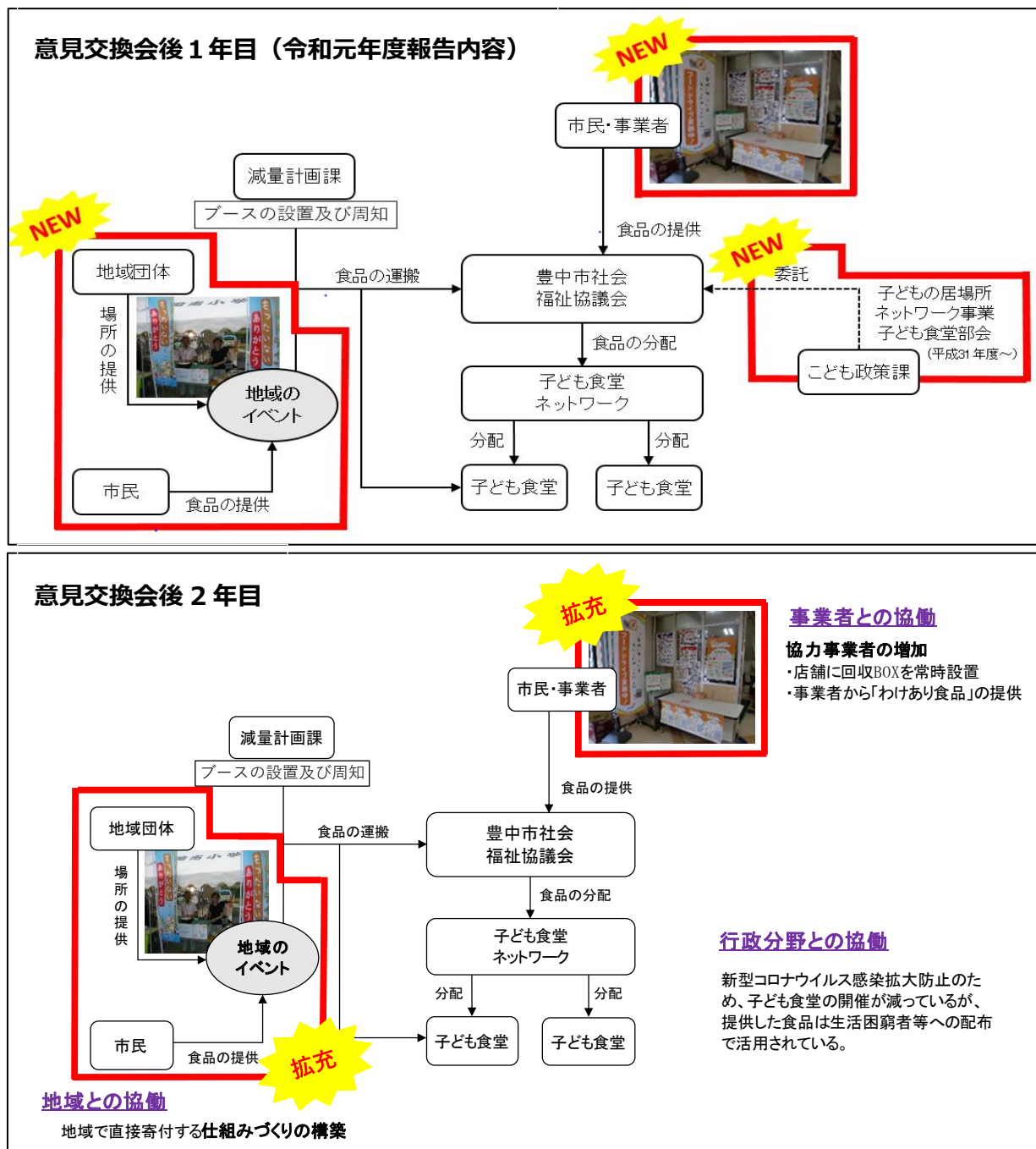
平成 30 年度は、市主催イベントにおいてフードドライブを継続実施。

令和元年度は、本市の率先行動として「食品ロス削減の日」である10月30日に市役所第二庁舎ロビーでオフィス・フードドライブを実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休校となり余っていた給食食材を市内の福祉団体やこども食堂等に社会福祉協議会を通じて食品の寄付を行った。

■協働による課題解決のポイント

- ・事業者と協働でフードドライブを実施することにより、定期的な食品提供が見込まれることから、実施に合わせて「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、その場で提供された食品を子ども食堂に分配する仕組みづくりが構築できた。
- ・地域のイベントでフードドライブを実施することにより、開催地で食品ロスの削減を広く周知することや地域で提供された食品を隣接するこども食堂で活用する仕組みづくりが構築できた。

■フードドライブの関係図



●令和元年度実施の結果

テーマ：学校における多様な主体による環境学習

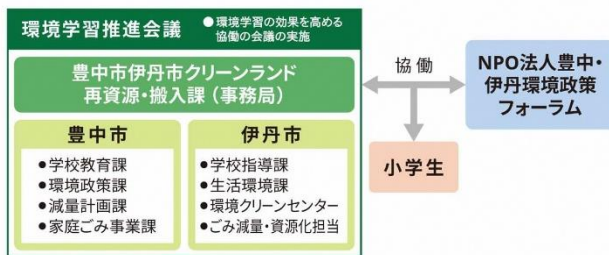
■令和元年度協働の取組みに関する意見交換会

- 日 時：令和元年（2019年）8月23日（金）
- 場 所：環境交流センター
- テーマ：学校における多様な主体による環境学習
- 参加団体：豊中市（家庭ごみ事業課）、豊中市伊丹市クリーンランド、NPO 法人豊中・伊丹環境政策フォーラム、刀根山高等学校生物エコ部、NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21（花と緑のネットワーク）など 12 団体
- 参加者：67 人

■発表団体の活動内容と関係図

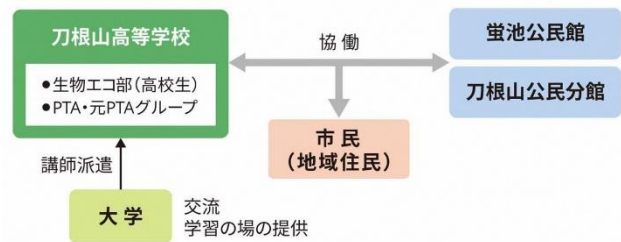
○豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課

NPO 法人と両市の環境部局や教育委員会が協働して小学生向けのごみ焼却施設などの見学を実施。



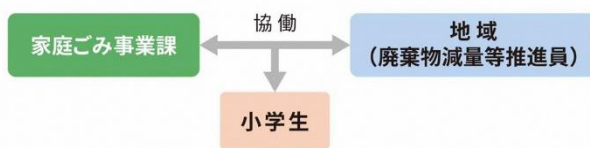
○刀根山高等学校

高校敷地内にある里山を場として公民館と協働し、生物多様性に関する環境学習や保全活動などを実施。



○家庭ごみ事業課（豊中市）

小学校でのごみ分別・減量などの環境学習を実施。実施にあたっては地域の廃棄物減量推進員がサポートをする。



○NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21（花と緑のネットワーク）

地域の農業者と協働し、小学生向けの農体験・菜園支援や、「とよっぴー」を使った食と資源循環の学習を実施。



■意見交換会で挙げられた活動の課題

- ・いろいろな機関の取組みを一つの枠の中で取りまとめる**ハブとなる仕組みづくり**があれば良い
- ・学校と地域の協働が人材ではなく仕組みで回っていくような形づくり
- ・誰でもプログラムを実施できるよう、**指導方法などのマニュアル化**
- ・協働で巻き込みたい人のニーズと自分たちのニーズをすり合わせ、一緒に納得するような場づくり
- ・活動を発展させるには楽しくないとできない。**参加する生徒や地域の人を楽しめる工夫**
- ・学校との共同では、学校の状況を理解し継続できるプログラムを作れる人材を育成する必要がある

■協働の取組みに対する審議会評価

- 今回、意見交換会に参加いただいた 4 つの取組みは、主体が行政や学校、N P O など様々ですが、いずれも地域住民やボランティアなどとの協働により実施されていることが評価できます。その一方で、**特定の人に頼る部分も多く、担当者の交替や高齢化などにより事業継続に課題**があるところも見受けられます。
- 協働による環境学習を継続していくためには、特定の人材に頼らない仕組みづくりとして、**環境学習に参加される地域の方からコーディネーターを育成することが考えられます**。このような人材を地域から発掘するためには、**行政の制度や機関を活用し、参加者が楽しみながら取り組める工夫が必要**となります。
- 地域が学校との協働を進めるには、気軽に相談できる環境が必要となります。**行政が、双方の情報を把握し、窓口としてコーディネイト役を担うことで、協働の取組みを加速**させることができると考えられます。
- 単独で事業や活動に取り組むより、**協働することで地域資源を活用し、地域が主体となる活動となり継続的な活動となります**。そのためには、お互いの信頼関係が重要となります。

■意見交換会後の進捗状況

- 発表団体の活動の進捗
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校における環境学習や地域での各団体の活動も実施が困難となり、今後は**リモート学習を含めた新しい生活様式に対応した活動方法の検討**が必要。
 - ・小学生向けに S D G s の内容を取り入れた出前講座を実施（クリーンランド）。
 - ・大阪大学の教員と刀根山高校の教員をコアメンバーとし、大阪大学と刀根山高校周辺の自然環境を活用し、学生・教職員・地元住民と自治体とともに、**生物多様性の保全と教育に取り組むことを目的とした社会学共創クワスターを立ち上げ、活動を開始**（刀根山高校）。
 - ・地域の清掃活動やマイバッグ持参キャンペーンに参加いただくなど、廃棄物減量推進員と行政の協働の場を増やしている（家庭ごみ事業課）。
 - ・クリーンランドでの環境学習や大学の教材に「とよっぴー」の取組み内容を活用できるよう取り組んでいる（花と緑のネットワーク）。
- 地域のハブ機能を持つ施設との情報共有の強化
 - ・公民館に環境部の事業や今後の取組みについて情報を発信。今後は、公民館で「とよなかの環境」のパネル展示を実施し、**環境に関心のない層への活動につながるよう取組みをすすめる**。

令和 2 年度協働の取組みに関する意見交換会 概要（案）

●意見交換会の目的

第 3 次豊中市環境基本計画の環境目標の一つである「よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む」について、評価を行うため、「とよなか流！地域特性に応じた生物多様性」をテーマに地域における協働の仕組みや継続性、発展性などについて意見交換を行います。

この意見交換会の議論を踏まえて、地域の協働や生物多様性の活用が育まれる機会とします。

●今回のテーマ

- ・ テーマ：「とよなか流！地域特性に応じた生物多様性」
- ・ 背景：平成 30 年度から協働の取組みに関する意見交換会を開始し、これまで「フードドライブを通じた食品ロス削減」、「学校における多様な主体の環境学習」をテーマに実施しました。令和 2 年度は目標 4「都市における自然との共生をめざした社会づくり」に関するテーマとして、「生物多様性」に関する協働の取組みに焦点を当てます。

本市は、住宅地として成熟したまちでありながら、都市緑地や里山林、河川、ため池などの自然が残っている「自然特性」と、環境だけでなく福祉、子ども、文化、まちづくりなど 100 を超える市民団体が活動している「社会特性」があります。今後、これらの特性を活かして豊中市らしい（とよなか流の）生物多様性を形成していくにあたり、だれもが生物多様性の取組みに関わることができる雰囲気醸成、協働のアクションを生み出していくことをねらいとします。また、今回の成果は生物多様性地域戦略の基礎資料として活用することも想定します。

●意見交換会開催概要

日 時：WEB開催（Zoom） ※WEB 対応が困難な活動団体は会場参加

1 回目 令和 2 年 10 月 8 日（木） 13:30～15:30

2 回目 令和 2 年 10 月 27 日（火） 14:00～16:00 （調整中）

参加者：とよなか市民環境会議アジェンダ 21 自然部会、豊中あぐりプロジェクト運営委員会、大阪大学、刀根山高校、天竺川ホタルの会、ヒメボタル保護者会、パナソニックホームズ、大阪自然環境保全協会、大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター

豊中市関係課（公園みどり推進課等）

※一般傍聴参加者はなし

●各回の位置付け

1 回目：協働の取組みを通じた生物多様性保全の現状把握

活動団体の取組み発表や参加者同士の交流を通じて、市内における他団体の活動状況を互いに知り、とよなかの生物多様性の取組みの現状把握と、これからめざす生物多様性の姿の共有につなげます。



事前ワーク 1 回目をふまえて、生物多様性に関して取り組んでみたいことのアイデアを各団体 5 つ程度シートに記入し事前提出
※事務局では各団体のシートをもとに 2 回目のグループ編成を検討

2 回目：とよなかの生物多様性実現に向けた、今後の協働の取組みの方向性の共有

事前ワークをもとに、とよなかの生物多様性実現にあたって、各団体で取り組んでみたいことを共有します。取組みにあたっての課題と、他団体との連携によって解決できること・新しく取り組めることを話し合うことで、今後の協働の取組みの方向性の共有につなげます。

●交流促進・意見交換活性化の工夫（案）

（1 回目・2 回目共通）

- ・ 事前に各団体発表資料・PR 用パンフレットのデータを参加者に共有することで、他団体が活動に興味を持ち話しかけやすくなる仕掛けを作る
- ・ 活動団体に事前配布するヒアリングシート、活動発表内容、意見交換会当日の論点を一貫させることで、グループワーク時にも事前に考えた内容をもとに意見が発言しやすくなる
- ・ 参加者がスムーズに Web 会議に参加できるよう、ヒアリング時に Web 会議の環境について事前把握し、必要に応じてタブレットの貸し出しや事前の接続確認を行う。また、当日は Web 会議上でグループを作り、資料を画面共有しながら意見交換を行う

（1 回目）

- ・ 活動発表後の休憩時間、1 回目最後の懇親会（オンライン）により、団体同士がよく知り合うことで、意見交換を行いやすくなる

（2 回目）

- ・ Zoom でのグループ分けにあたり、事前に参加者の希望を把握する
- ・ 意見交換会後も参加者同士で情報共有できるようなグループを作る

●「新しい生活様式」をふまえた実施方法（案）

- ・ Web 開催（活動団体・参加者はオンライン参加等）により、会場での 3 密を回避
- ・ 会場レイアウトは、出席者同士間隔を空けた着席とし、会場の換気を適宜実施
- ・ マスク着用、アルコール消毒・手洗いの実施
- ・ 懇親会での飲食は実施しない